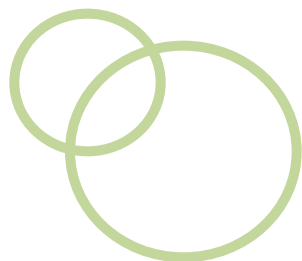


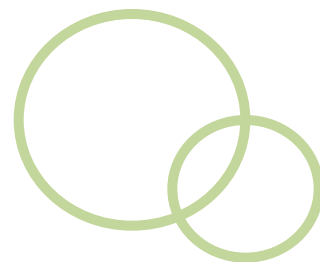


埼玉県マスコット「さいたままる」

医療関係者のための



肝疾患に関する 埼玉県の制度や事業 のご案内



埼玉県保健医療部疾病対策課 総務・疾病対策担当
(平成31年●月発行)

① 肝炎ウイルス検査

① 肝炎ウイルス検査

自治体等が行う肝炎ウイルス検査には下記の方法がある。
ア. 市町村が行う検査 (健康増進事業)・・・市町村により対象年齢、自己負担等異なる
イ. 保健所での検査 (特定感染症検査等事業): 匿名・無料
ウ. 県の委託医療機関での検査 (特定感染症検査等事業): 無料
 ↑ウは、さいたま市、川越市、越谷市、川口市在住者や、市町村や職場で受検する機会のある者は対象外
エ. 職場の定期健康診断や人間ドック・・・実施の有無や自己負担等は職場によって異なる

② 初回精密検査費用助成

②
④

④ 初回精密検査・定期検査費用助成

■ **初回精密検査費用助成(②)** **申請・相談窓口** **保健所**
 ①ア～エの肝炎ウイルス検査で陽性となった人が、初めて医療機関で受ける精密検査費用を助成する。県指定医療機関(下記★の医師が所属する医療機関)での検査が対象。
 ※制度の詳細はP2参照

■ **定期検査費用助成(④)** **申請・相談窓口** **保健所**
 定期的な検査を受けて、病態の進行を防ぐための制度。肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの人が定期的に受ける検査費用を助成する(所得制限あり。課税年額により自己負担あり)。県指定医師(下記★の医師)の診断書が必要。 ※制度の詳細はP2参照

《参考》フォローアップ事業
 県や市町村が、患者に対して定期的に受診・受療状況を確認し、病状悪化の予防を支援するもの。助成②・④を受けるためには、フォローアップ事業への参加同意が必要。

③ 肝炎治療医療費助成

③ 肝炎治療医療費助成

申請・相談窓口 **保健所(さいたま市は各保健センターでも受け付けている)**
 県が承認したB型・C型慢性肝疾患患者に対して発行される受給者証により、一定の自己負担額で治療が受けられる。県指定医師(下記★の医師)の診断書が必要。
 ※制度の詳細はP.3参照

- **対象医療**
- ・B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療
 - ・C型ウイルス性肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療・インターフェロンフリー治療

■ **自己負担額**

	市町村民税(所得割)課税年額	自己負担の月額限度額
甲	235,000円以上の場合	20,000円
乙	235,000円未満の場合	10,000円

④ 定期検査費用助成

⑤ 肝がん・重度肝硬変医療費助成

申請・相談窓口 **保健所(さいたま市は各保健センターでも受け付けている)**
 県が承認し発行する参加者証の提示により、一定の自己負担額(月額1万円)で下記の対象医療を受けられる(所得制限等あり)。 ※制度の詳細はP.3参照

■ **対象医療**
 指定医療機関(県が指定した本事業への協力が可能な医療機関。下記の県HPから確認できる。)における、B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の患者の入院医療を対象に、過去1年間で高額療養費の算定基準額を超えた月が既に3月以上の場合に、4月目以降に高額療養費の算定基準額を超えた月に係る医療費

県HP: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/kanentaisaku/kangan-iryouhi.html>

⑤ 肝がん・重度肝硬変に対する医療費助成

★「日本肝臓学会肝臓専門医」又は「埼玉県肝炎医療研修会受講修了者」
 県HP(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/kanentaisaku/kanen-kensajyosei.html>)から確認できる。

初回精密検査費用助成について(P.1②の詳細)

■対象者(下記3点全てに該当する方が対象)

(1) P.1①のア～エいずれかの肝炎ウイルス検査を受けてから1年以内の方

※ア～エ以外の肝炎ウイルス検査を受けた場合(手術前検査・妊婦健康診査等)は、本助成の対象とならない

(2) 県又は市町村のフォローアップ事業に同意した方

(3) 県指定医療機関(P.1★の医師が所属する医療機関)で初回精密検査を受けた方

■助成回数：1回

■申請期間：P.1①のア～エいずれかの肝炎ウイルス検査の結果通知書の発行日から1年以内

■申請に必要な書類

(1) 肝炎検査費用請求書

(2) 助成対象となる検査に係る医療機関の領収書及び診療明細書

(3) P.1①の肝炎ウイルス検査の結果通知

(4) フォローアップ事業参加同意書又は写し

(5) 住民票(マイナンバー記載なし、申請日以前3か月以内に発行のもの)

(6) 振込先金融機関の口座がわかるもの(預金通帳の写し等)

■助成対象となる検査項目(対象となる検査費用の全額を助成)

末梢血液一般、プロトロンビン時間、総ビリルビン、アルブミン、AST、ALT、HBV核酸定量、HCV核酸定量、AFP、HBs抗原等の血液検査、超音波検査

定期検査費用助成について(P.1④の詳細)

■対象者(下記4点全てに該当する方が対象)

(1) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者、肝硬変患者、肝がん患者(治療後の経過観察を含む)

(2) 住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方

(3) 県又は市町村のフォローアップ事業に同意した方

(4) 県が指定した医師(P.1★の医師)による定期検査を受けた方

■助成額

(1) 住民税非課税世帯に属する方…対象となる検査費用の全額

(2) 市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方

・慢性肝炎…1回につき支払額から2,000円を差し引いた額

・肝硬変、肝がん…1回につき支払額から3,000円を差し引いた額

■助成回数：1年度につき2回

■申請期間：検査を受診した日の属する年度末(3月31日)まで

■申請に必要な書類

(1) 肝炎検査費用請求書

(2) 助成対象となる検査に係る医療機関の領収書及び診療明細書

(3) 県が指定した医師による診断書

(過去に定期検査費用助成を受けた方、1年以内に肝炎治療医療費助成(P.3③)の申請で診断書を提出

した方、県発行の「私の肝臓健康手帳」の様式に県が指定した医師による病態等の記載がある方は、提出不要)

(4) フォローアップ事業参加同意書又は写し(初めての申請時のみ)

(5) 本人及び同一世帯に属する全員の住民票(マイナンバー記載なし、申請日以前3か月以内に発行のもの)

(6) (5)の世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類

(7) 振込先金融機関の口座がわかるもの(預金通帳の写し等)

■助成対象となる検査項目

末梢血液一般、プロトロンビン時間、総ビリルビン、アルブミン、AST、ALT、HBV核酸定量、HCV核酸定量、AFP、HBs抗原等の血液検査、超音波検査

(肝硬変、肝がんの方は超音波検査に代えてCT又はMRIを助成対象とすることもできる)

肝炎治療医療費助成について(P.1③の詳細)

■申請に必要な書類(新規申請の場合)

- (1) 肝炎治療受給者証交付申請書
- (2) 県が指定した医師(P.1★の医師)による診断書(申請日以前3か月以内に作成されたもの)
- (3) 世帯調書
- (4) 世帯全員の住民票(マイナンバー記載なし、申請日以前3か月以内に発行のもの)
- (5) (4)の世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類
- (6) 被保険者証の写し

■受給者証の有効期間

保健所が申請書類を受け付けた日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に即した期間。ただし、申請者が受給者証の交付を確認してから治療開始を希望する場合、申請時に提出された診断書に記載の「治療予定期間」の開始月の初日からとすることができる。この場合の申請書類の受付は、原則として診断書に記載の「治療予定期間」の開始月前3か月以内とする(例:治療開始が7月の場合申請書類の受付は4月から)。

肝がん・重度肝硬変医療費助成について(P.1⑤の詳細)

■対象者(下記2点全てに該当する方が対象)

- (1) 下表の年齢区分に応じて、それぞれの階層区分に該当する方(世帯収入が概ね370万円以下に該当します)

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている者
75歳以上(注)	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者

(注)65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者を含む

- (2) 厚生労働省の研究に協力することに同意して「臨床調査個人票及び同意書」を提出した方

■申請に必要な書類(年齢、加入している保険等により異なります。)

○70歳未満の申請者

- (1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書《共通》
- (2) 臨床調査個人票及び同意書《共通》
- (3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院記録票の写し《共通》
- (4) 被保険者証の写し
- (5) 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- (6) 住民票の写し(マイナンバー記載なし、申請者のみ記載)
- (7) 被保険者又は世帯全員の住民税課税・非課税証明書(被用者保険は被保険者・国保組合は世帯全員・その他は不要)
- (8) 保険者照会に関する同意書

医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12か月以内に、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(一部負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。)を受けた月数が既に3か月以上あることが記録されているもの

○70歳以上75歳未満の申請者

《共通》の3点及び下記から4点の計7点

- (1) 被保険者証と高齢受給者証の写し
- (2) 限度額適用認定証等の写し(「一般」以外)
- (3) 世帯全員の住民税課税・非課税証明書(「一般」)
- (4) 世帯全員の住民票の写し(「一般」以外は申請者のみ)
(マイナンバー記載なし、申請日以前3か月以内に発行のもの)
- (5) 保険者照会に関する同意書

○75歳以上の申請者

《共通》の4点及び下記から3点の計7点

- (1) 後期高齢者医療被保険者証の写し
- (2) 限度額適用認定証等の写し(「一般」以外)
- (3) 世帯全員の住民税課税・非課税証明書(「一般」)
- (4) 世帯全員の住民票の写し(「一般」以外は申請者のみ)
(マイナンバー記載なし、申請日以前3か月以内に発行のもの)
- (5) 保険者照会に関する同意書

■参加者証の有効期間

保健所が申請書類を受け付けた日の属する月の初日から1年以内。ただし、必要と認める場合は、期間を更新できる。

身体障害者手帳(肝臓機能障害)について

申請・相談窓口 市町村の障害者福祉担当部署

一定期間継続する肝臓機能障害により日常生活に著しい制限を受けている者に対して交付され、福祉サービスや税制上の優遇措置、障害者雇用等の利用に必要となる。申請書類の診断書は、県知事等が指定した医師に作成を依頼する。

平成28年4月1日より、身体障害者手帳(肝臓機能障害)の認定基準が緩和された。内容は以下のとおり。

- ①肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の3段階(A・B・C)のうち、認定基準の対象とされてきた分類C(10点以上)に加え、分類B(7点以上)も対象となった。
- ②身体障害者障害程度等級表の要件が緩和された。
- ③Child-Pugh分類B(合計点数が7点~9点)の場合、1年以上5年以内に再認定が必要となる。(肝炎情報センターHPより)

障害年金

申請・相談窓口 市町村の年金担当部署、年金事務所、事務センター

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金で、肝疾患による障害もその対象。障害の程度によって、等級が設定される。

※詳細は日本年金機構HPを参照のこと：<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyushougainenkin/index.html>

指定難病医療給付制度

申請・相談窓口 保健所

肝疾患のうち、「自己免疫性肝炎」(指定難病告示番号95)の場合は本制度の対象となり、下記の2要件を満たしている場合、当該疾患の医療費の一部が助成される。詳しくは保健所へ。

- ①自己免疫性肝炎の診断基準を満たしていること
- ②症状の程度が一定の基準(重症度基準)を満たす、又は高額な医療費が継続してかかっている(軽症者特例)こと

※診断基準等は厚生労働省HPを参照のこと：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062437.htm>

肝疾患診療連携拠点病院

肝疾患診療連携拠点病院

「かかりつけ医」と「肝臓病専門医」の病診連携をサポートすることを主な目的とし、埼玉県では、**埼玉医科大学病院**が認定されている。

地区拠点病院

埼玉県全体を10地域に区分し、一次専門医療機関との連携を進めるため、15の医療機関を指定している。

一次専門医療機関

肝炎患者が安心して継続的かつ身近な医療機関を受診できる体制を確保するため、上記二つの拠点病院と連携して肝疾患診療を行う医療機関。平成30年9月現在、115の医療機関が埼玉医科大学病院のHPで紹介されている。

肝疾患診療連携拠点病院等 連絡協議会

拠点病院を中心に、
県内の病診連携を支援するため
埼玉医科大学病院内に設置している。

	病院名	所在地	電話番号	
埼玉県肝疾患診療連携拠点病院	埼玉医科大学病院	毛呂山町	049-276-1111	
	さいたま市地区	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区	048-852-1111
		自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区	048-647-2111
	川越地区	埼玉医科大学総合医療センター	川越市	049-228-3400
	西武線沿線県南地区	国立病院機構 西埼玉中央病院	所沢市	04-2948-1111
		防衛医科大学校病院	所沢市	04-2995-1511
	東武東上線沿線県南地区	国立病院機構 埼玉病院	和光市	048-462-1101
	埼京線・京浜東北線沿線	埼玉県済生会 川口総合病院	川口市	048-253-1551
	県南地区	戸田中央総合病院	戸田市	048-442-1111
	県中央地区	上尾中央総合病院	上尾市	048-773-1111
		熊谷総合病院	熊谷市	048-521-0065
	県北地区	行田総合病院	行田市	048-552-1111
		春日部市立医療センター	春日部市	048-735-1261
	県南東地区	獨協医科大学越谷病院	越谷市	048-965-1111
		草加市立病院	草加市	048-946-2200
県北東地区	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市	0480-52-3611	

肝臓病相談センター

平成21年4月から埼玉県が肝疾患診療連携拠点病院(埼玉医科大学病院)に委託して開設している、肝疾患の相談窓口。専門的な知識を持った相談員が患者や家族、医療機関等からの相談に幅広く対応している。

〈埼玉県肝臓病相談センター〉
 月～金：9～17時
 土：9～12時(祝日を除く)
 電話・FAX：049-276-2038

【相談内容】「医療情報や受検・受療について」「医療費助成・福祉制度について」「仕事や育児と治療の両立支援について」等

肝炎医療コーディネーターについて

医療機関等に配置され、患者やその家族からの相談対応や肝臓病教室の運営、院内の職員向けの啓発等を行う。行政や職場等に配置される肝炎地域コーディネーターとの協力・連携により、肝炎の「予防」「受検」「受診」「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

また、肝炎医療コーディネーター、肝炎地域コーディネーターの活動により肝炎への理解を社会に広げ、患者への差別・偏見の解消につなげることも期待されている。

埼玉県では、毎年1回、肝炎医療コーディネーター養成研修会を開催している。(行政や職域を対象とした肝炎地域コーディネーター研修会も年1回開催している)

肝炎訴訟について(相談窓口紹介)

■B型肝炎訴訟■

(注)給付金の請求期限:平成34年1月12日まで

昭和60年代初頭までに集団予防接種などで行われた注射器の連続使用が原因で、最大40万人以上がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれている。これに該当する方とその相続人は、訴訟を起こし和解が成立すれば国からの給付金を受け取ることができる。

～給付対象者の4つの条件～

- ・B型肝炎ウイルスに持続感染している
- ・満7歳になるまでに集団予防接種を受けた
- ・昭和23年7月1日～昭和63年1月27日に集団予防接種を受けた
- ・集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない

<主な給付金内容>

死亡・肝がん・肝硬変(重度)3,600万円
肝硬変(軽度)2,500万円
慢性肝炎1,250万円
無症候性キャリア50万円

【B型肝炎訴訟相談窓口】

- 厚生労働省(訴訟について)
電話:03-3595-2252
9時～17時(年末年始を除く平日)
- 社会保険診療報酬支払基金(給付金請求手続きについて)
電話:0120-918-027
9時～17時(年末年始を除く平日)

■C型肝炎訴訟■

(注)給付金の請求期限:平成35年1月16日まで

傷病(妊娠・出産、手術での大量出血など)により「特定フィブリノゲン製薬」「特定血液凝固第Ⅸ因子製剤」の投与を受けたことによりC型肝炎ウイルスに感染した方とその相続人は、訴訟を起こし和解が成立すれば、国からの給付金を受け取ることができる。

また、給付後20年以内に症状が進行すると、追加給付金を受け取ることもできる。

<給付金内容>

慢性C型肝炎の進行による肝硬変、肝がん、死亡4,000万円
慢性C型肝炎2,000万円
上記以外(無症候性キャリア)1,200万円

【C型肝炎訴訟相談窓口】

- 厚生労働省
電話:0120-509-002
9時半～18時(祝日・年末年始を除く平日)
- 医薬品医療機器総合機構
電話:0120-780-400
9時～17時(祝日・年末年始を除く平日)

※申請期限は本ガイドライン作成時点のものです。
ご案内の際は各窓口にご確認ください。



埼玉県マスコット「コバトン」

■参考になるホームページ等

- 県・国の肝炎に関する情報(行政・一般患者・医療機関向け)
「埼玉県の肝炎に対する取組」: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/kanentaisaku/index.html> (埼玉県)
「肝炎総合対策の推進」: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/> (厚生労働省)
- 肝臓専門医制度について(医療機関・行政向け)
「日本肝臓学会」: <https://www.jsh.or.jp/medical/> (日本肝臓学会)
- 肝炎に関する情報・医療機関・治療などに関すること(一般患者向け)
「肝炎情報センター」: <http://www.kanen.ncgm.go.jp/about/index.html> (肝炎情報センター)
「肝炎ウイルス検査マップ」: <http://www.kanen.ncgm.go.jp/kan-en/> (肝炎情報センター)
- 肝炎患者支援手帳(冊子) 『私の肝臓健康手帳』 (埼玉県)

■患者会「埼玉肝臓友の会」

会長:渡辺 孝 TEL:049-244-4854/事務局長:井原 金光 TEL:048-622-5338

【お問い合わせ】埼玉県保健医療部疾病対策課 総務・疾病対策担当 048-830-3598